

グローバル特許

2016年3月25日 特許業務法人 深見特許事務所 国際特許部 部長 大阪大学大学院 法学研究科 客員教授 弁理士 佐々木眞人



弁理士とは 【弁理士法1条】

弁理士は、知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することを使命とする。



弁理士の仕事(1)

- ・特許・意匠・商標などの出願に関する特許庁 への手続についての代理
- 知的財産権に関する仲裁事件の手続についての代理
- ・特許や著作物に関する権利、技術上の秘密の売買契約、ライセンスなどの契約交渉や契約締結の代理
- 特許法等に規定する訴訟に関する訴訟代理。



弁理士の仕事(2)

【特許出願手続】

<必要書類>

- •願書:発明者、出願人等を記載
- •明細書:発明を説明
- •請求の範囲:文章で権利範囲を記載
- •図面
- 要約書:発明の概要を記載
- •海外出願の場合⇒外国語で記載



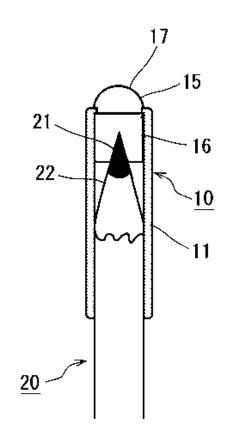
弁理士の仕事(3)

【請求項1】

鉛筆に装着することで静電容量式の タッチペンのペン先として使用可能な鉛 筆用キャップであって、

鉛筆に外装可能な筒状体(11)と、 前記筒状体の先端に取り付けられる導 電性部材(15)とを備え、

前記導電性部材は、前記筒状体の外部に露出した接触部(17)と、前記筒状体の内部に挿通される芯受部(16)とを備え、前記芯受部は、突出した鉛筆の芯を埋没させて保持可能であることを特徴とする、鉛筆用キャップ。





弁理士の仕事(4)

【中間処理】

- <必要書類>
 - ・意見書:拒絶理由に該当しない理由を 記載
 - ・補正書:請求の範囲を補正する場合に 作成

知的財産とは(1) 【知的財産基本法】

知的財産については、『知的財産基本法』で定義。

『知的財産基本法』 政府が、知的財産の重要性に鑑み、 知的財産立国を実現すべく2002年(平

成14年)に制定。

知的財産とは(2) 【知的財産基本法2条1項】

発明、考案、植物の新品種、意匠、著 作物その他の人間の創造的活動により 生み出されるもの、商標、商号その他事 業活動に用いられる商品又は役務を表 示するもの及び営業秘密その他の事業 活動に有用な技術上又は営業上の情 報をいう。

知的財産権とは 【知的財産基本法2条2項】

特許権 実 育成 育 所 者 を 者 作 権 商 標 権



その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利。

特許権の性質(1)

【独占排他権】

- 特許発明の実施を独占(特許法68条)。物権的権利。
- ▶ 権原のない第三者の実施を排除可能。
 - ・差止請求権(特許法100条)
 - ・損害賠償請求権(民法709条)

特許権の性質(2)

【財産権】

- > 特許権は譲渡可能。
- > 実施権を許諾可能。
 - 専用実施権(特許法77条)
 - ・通常実施権(特許法78条)

特許制度

発明の保護 (権利者) 一定期間独占権の付与 (模倣に対してやめなさい! と言える権利)

特許は、発明をオープン にすることが前提

発明の利用 (第三者) 公開された発明をもとに、改良 技術の開発促進(改良発明の誘発、 新たな発明の機会)特許発明等の 利用の普及に貢献

特許制度の保護対象

特許制度の保護対象⇒発明

【特許法2条1項】

この法律で「発明」とは、自然法則を 利用した技術的思想の創作のうち高度 のものをいう。

発明とは(1)

特許法上の「発明」とは

○自然法則を利用しているか

- ×自然法則以外の法則→経済法則など
- ×人為的取り決め→商売方法など
- ×自然法則自体→エネルギー保存の法則、万有引力の法則など

○技術的思想であるか

- ×いわゆる技能→フォークボールの投げ方、プロレス技など
- ×単なる情報の提示→デジタルカメラで撮影されたデータなど
- ×美的創作物→絵画、彫刻など

○創作であるか

- ○天然物から人為的に分離した化学物質
- ×天然物の単なる発見など

○高度であるか



× 勉強方法



× フォークポール の投げ方

発明とは(2)

>技術的思想?

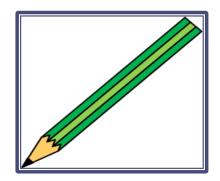
円形断面の鉛筆 (従来品) 消しゴム付鉛筆(発明)

6角形断面の鉛筆 (発明)





間違いを迅速・簡単に消せる!



机の上で転がる のを防止!

発明とは(3)

- ▶創作?
 - ・新しいものを創り出すこと。
 - ・発見は発明といえるか?
 - (発見:以前から存在するもの)

<例>

ある物質の未知の性質を発見し、特 定の用途に利用したものは発明?

発明とは(2)

- ▶高度なもの?
 - ・実用新案よりも高度という程度。
 - ・発明としての成立要件。
 - ・発明の進歩性との関係

日本の十大発明家(1)









豊田佐吉 [特許第1195号] 木製人力織機、 自動織機

御木本幸吉 [特許第2670号] 養殖真珠

高峰譲吉 [特許第4785号] アドレナリン

池田菊苗 [特許第14805号] グルタミン酸ナトリ ウム

日本の十大発明家(2)



鈴木梅太郎 [特許第20785号] ビタミンB1

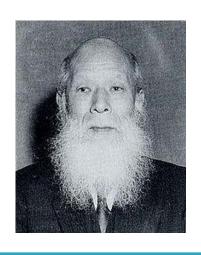


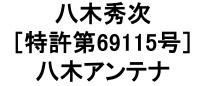
杉本京太 [特許第27877号] 邦文タイプライター



本多光太郎 [特許第32234号] KS鋼

日本の十大発明家(3)







丹羽保次郎 [特許第84722号] 写真電送方式



三島徳七 [特許第96371号] MK磁石鋼

有名な発明家(1)

通称:ドクター中松

発明件数:3,000件以上

「フロッピーディスク」を発明?



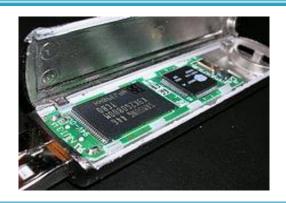
中松義郎氏



有名な発明家(2)

<山崎舜平 氏>

- ・フラッシュメモリー(半導体)の発明者
- ・2004年9月28日、特許取得件数世界一としてギネスブックに認定。





(株)半導体エネル ギー研究所 代表取締役

有名な発明家(3)

<山崎舜平 氏>

発明件数:3,245件(2004年5月31日時点) 6,314件(2011年3月10日時点)

2004年5月

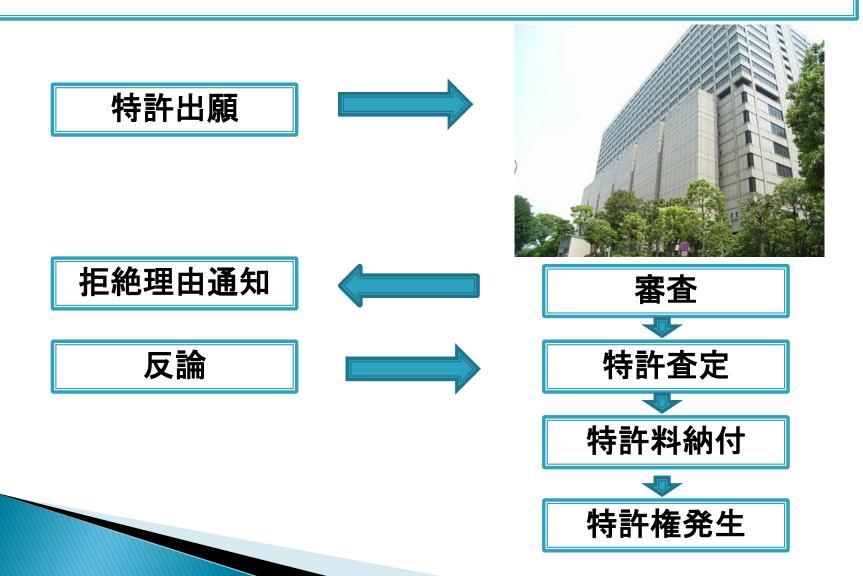


2011年3月



(参考)エジソンの発 明数:2332件

日本で特許を取得するためには(1)



日本で特許を取得するためには(2)

産業上利用性

【特許法第29条第 1 項柱書】

産業上利用することができる発明をした者は、......そ の発明について特許を受けることができる。

産業上利用性とは?

- 1. 医療機器、医薬
- 2. 人間を手術、治療又は診断する方法
- 3. 喫煙方法
- 4. X線CT装置の制御方法

日本で特許を取得するためには(3)

新規性

【特許法第29条第1項】

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた 発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明

日本で特許を取得するためには(4)

新規性はあるか?

く本件発明> 2%以上の伸びと、 160MPa以上の引張り強度 とを備えた、 電池ケース用アルミニウム

合金板。

く先行技術文献>
アルミニウム合金材は、車両のフレームやボディ、ボルトやリベット等の締結具の他、<u>電池等のケース</u>にも使用可能である。このアルミニウム合金材は、1~10%の伸び、100~500MPaの引張り強度を有する。

日本で特許を取得するためには(5)

進歩性

【特許法第29条第 2項】

特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

日本で特許を取得するためには(6)

進歩性はあるか?

<本件発明>

2%以上の伸びと、

160MPa以上の引張り強度とを備えた、

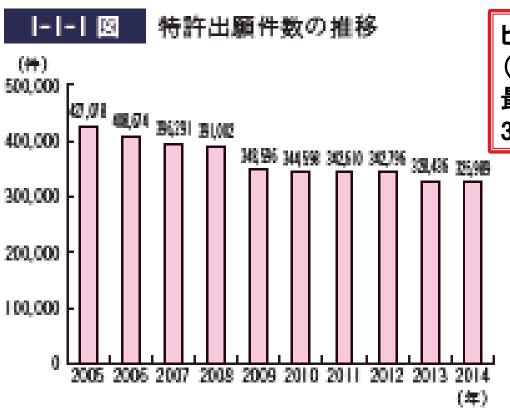
電池ケース用アルミニウム 合金板。 <先行技術文献1>

アルミニウム合金材は、車両のフレームやボディに使用可能である。このアルミニウム合金材は、300~500MPaの0.2%耐力、10~20%の伸びを有する。

<先行技術文献2>

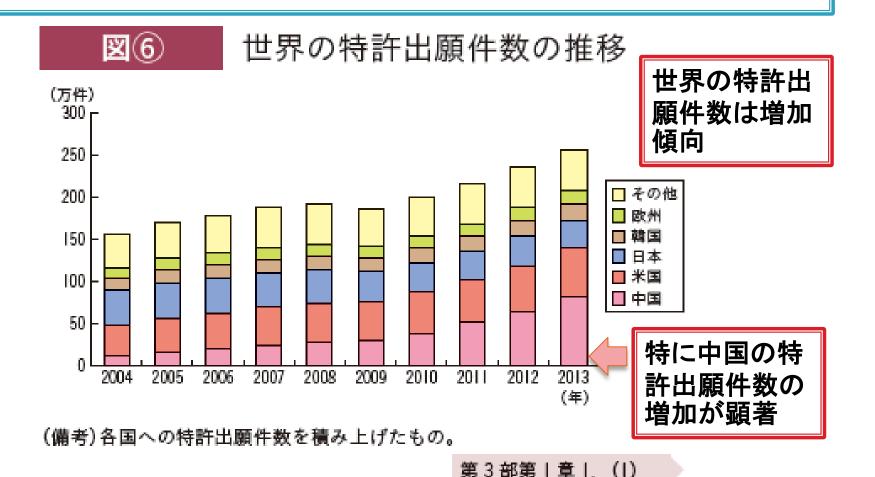
アルミニウム合金板は、電池 等のケースに使用可能である。 このアルミニウム合金材は、2 00~400MPaの引張り強度 を有する。

日本での特許出願件数推移



ピーク時の約44万件 (2001年)から減少し、 最近5年間は約32~ 35万件程度で推移

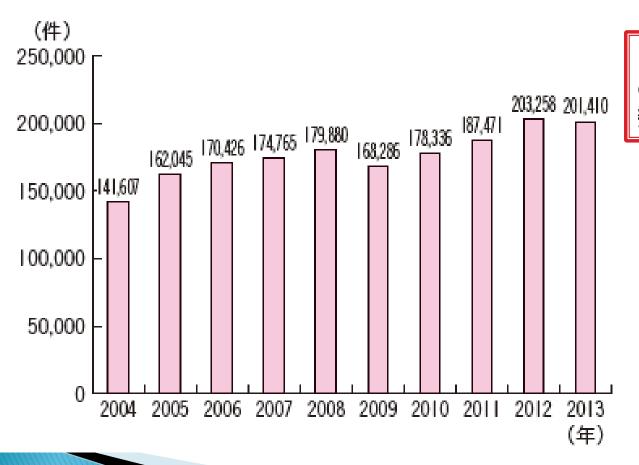
特許出願件数推移(世界)



31

日本から外国への特許出願件数推移

日本から海外への特許出願件数の推移

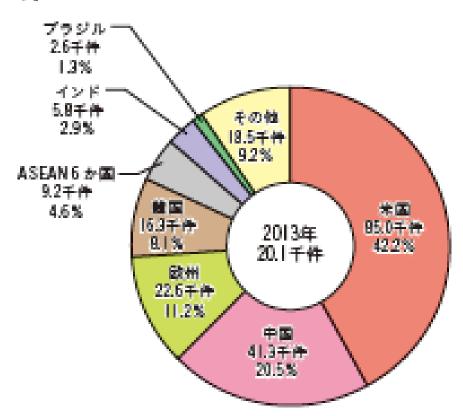


日本から海外へ の特許出願件 数は増加傾向

日本から外国への特許出願件数割合

1-1-31 図

日本から海外への特許出願件数の割合(2013 年)



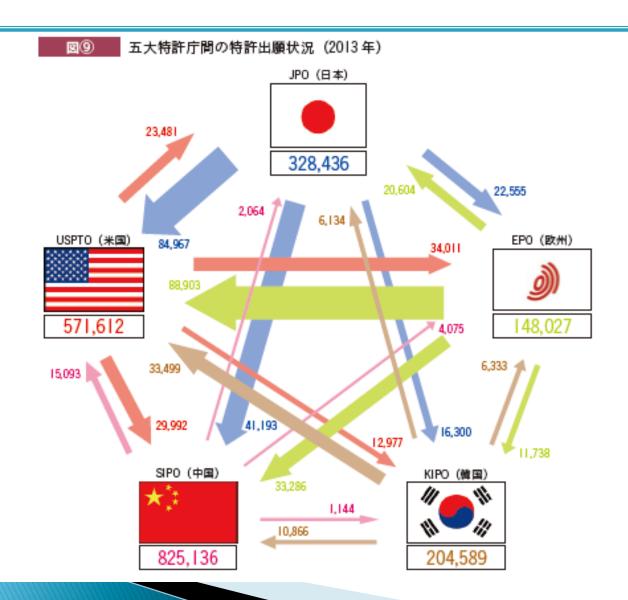
1位:米国

2位:中国

3位:欧州

4位:韓国

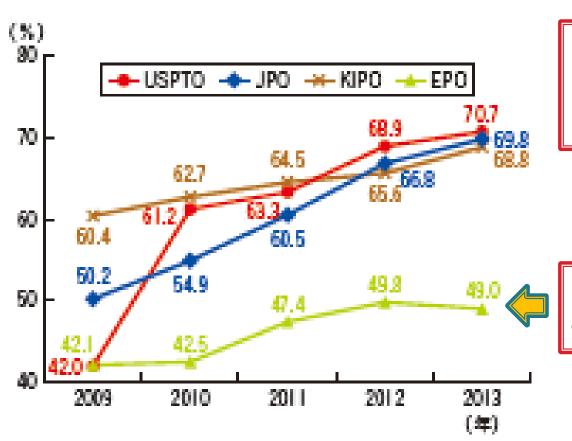
五大特許庁



主要特許庁の特許査定率推移

I-I-28 🗵

主要特許庁の特許査定率の推移



USPTO, JPO,

KIPO:約70%

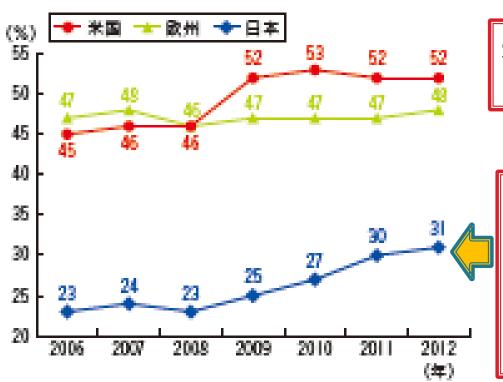
EPO:約50%

EPOの審査が 最も厳しい?

日米欧出願人のグローバル出願率推移

1-1-32 図

日米欧出願人のグローバル出願率の推移



米国, 欧州:約50%

日本:約30%

2008年以降グローバル出願率は増加傾向にあるが、欧米と比較すると低い。

(資料) 特許庁作成

日本企業のグルーバルな活動(1)

2表 地域別現地法人分布

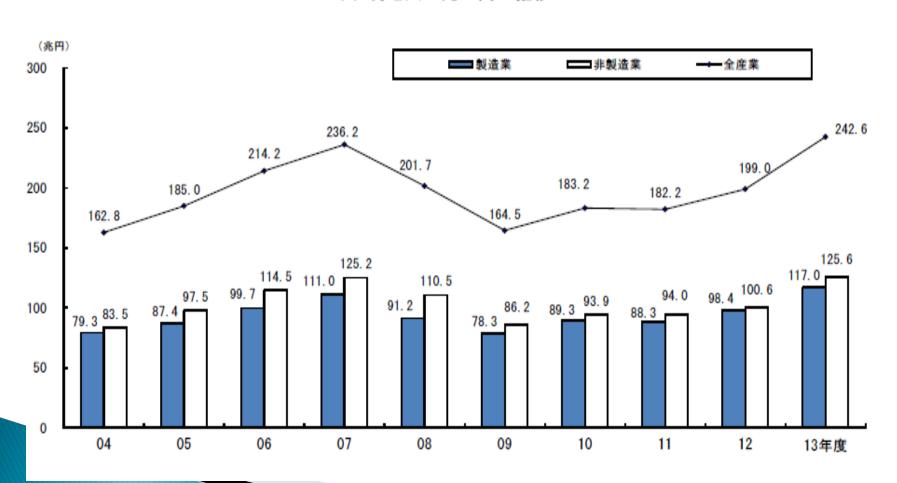
(単位:上段は社、下段は構)	成比	で%)
----------------	----	-----

	(単位:上段は在、下段は構成氏で%)			
		12年度	13年度	
全地域		23, 351	23, 927	
		100. 0	100. 0	
	北米	3, 216	3, 157	
	10 1	13. 8	13. 2	
	アジア	15, 234	15, 874	
		65. 2	66. 3	
	中国	7, 700	7, 807	
	中国	33. 0	32. 6	
	ASEAN4	3, 776	4, 009	
	ASEAN4	16. 2	16.8	
	NIEs3	2, 605	2, 737	
	WILSS	11. 2	11. 4	
	その他アジア	1, 153	1, 321	
	その他アンア	4. 9	5. 5	
区欠 州		2, 834	2, 768	
		12. 1	11. 6	
	その他	2, 067	2, 128	
	C 07 18	8. 9	8. 9	

<参考> 1995年度末の 現地法人数: 10,416 社

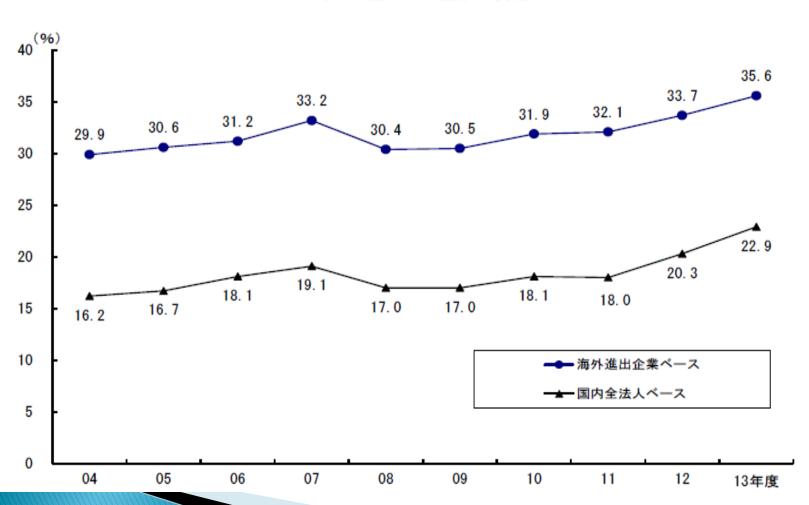
日本企業のグルーバルな活動(2)

7図 現地法人売上高の推移



日本企業のグルーバルな活動(3)

11図 海外生産比率の推移(製造業)



外国で特許を取得するためには(1)







米国特許商標庁

欧州特許庁 (EPO)



韓国特許庁

米国特許商標庁 (USPTO)

外国で特許を取得するには(2)

【工業所有権に関するパリ条約】

- 工業所有権の国際的保護を推進する ための条約。
- 1883年3月成立、1884年7月発効。
- ▶ 加盟国数:173か国
- 正文はフランス語

外国で特許を取得するには(3)

【パリ条約の三大原則】

1. 内国民待遇

パリ条約の同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ自己の権利の侵害に対し、内国民と同一の法律上の救済を与えられる。

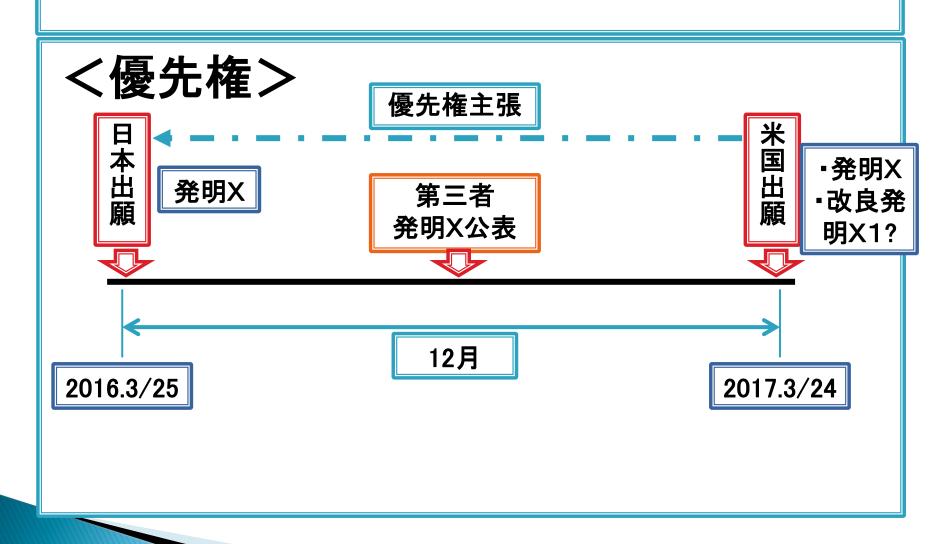
外国で特許を取得するには(4)

【パリ条約の三大原則】

2. 優先権

同盟国に正規にした最初の特許出願に基づいて、同一対象について、一定期間内に、他の同盟国にした特許出願に関し、享有できる特別の利益。

外国で特許を取得するには(5)



外国で特許を取得するには(6)

【パリ条約の三大原則】

3. 特許独立の原則

同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国において同一の発明について取得した特許から独立する。

外国で特許を取得するには(7)

【属地主義の原則】

国際私法上の一原則であり、法の適用、効力範囲をそれが制定された国家領域内においてのみ認める主義。

特許権の場合、その成立、移転、効力等を、全てその権利を付与した国の法律によって決定し、かつその効力は、その領域内に限られる。

外国で特許を取得するには(8)

【特許協力条約(PCT)】

- > 特許の分野の国際協力を図る条約。
- > パリ条約19条の特別の取極の一つ。
- > 1978年1月発効。
- 加盟国数:148か国(2015年10月時点)

外国で特許を取得するには(9)

【特許協力条約(PCT)】

> 国際出願制度の創設

国際出願制度とは、1つの出願書類を 条約に従って1つの特許庁に提出する ことによって、全てのPCT加盟国に同時 に出願したことと同じ効果を得られる出 願制度。

外国で特許を取得するには(10)

【特許協力条約(PCT)】

> 国際調査制度

国際調査制度とは、管轄国際調査機関が国際出願の請求の範囲に記載された発明に関連のある先行技術を調査する制度。

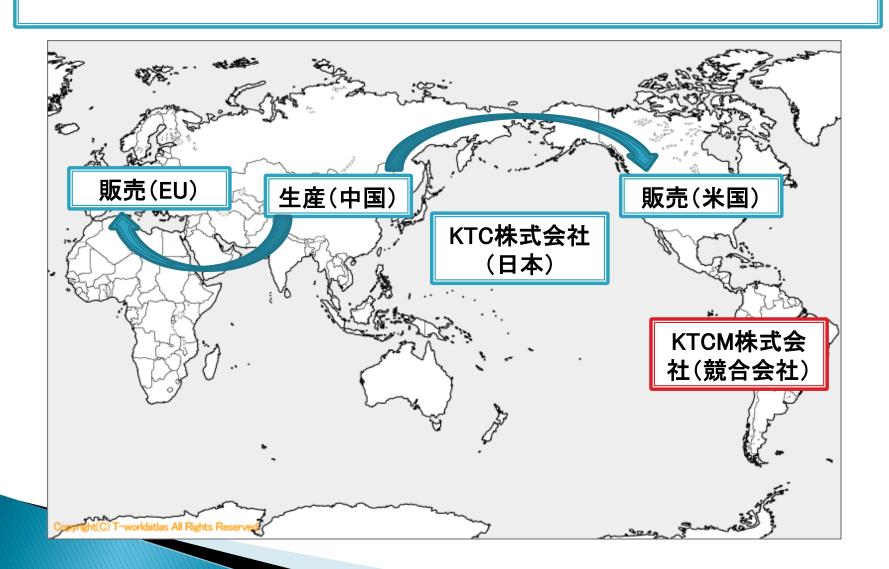
外国で特許を取得するには(11)

時間軸で比較した「宣楼出面ルート」と「PCTルート」 A国出願日 N AIR 111 Ħ BE 疔 C国出版日 Ø ď. CIR 换 D国出願日 ш (優先期間) 30 各国それぞれの 特許庁へ直接出席 ロケ月 16ヶ月 18ヶ月 30ヶ月 12ヶ月 医學問者 (補充国際調査) BE 医髂膜囊 O. 国際出層日 優先日 T • 舞出 自国で国内出頭 D国は国内移行しない 各国それぞれの ことで経費節約 (優先期間) 特許庁へ国内移行 それぞれの国に出願した日は 国内移行の日ではなく 国際出題日

パリルート

PCTルート

外国で特許を取得するには(12)



ご清聴 有難うございました。